

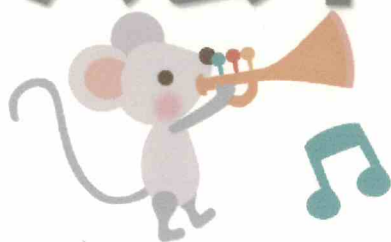


令和6年度

南アルプス市

放課後児童クラブ

入会申請書



お問い合わせ

南アルプス市役所 保健福祉部 子育て支援課 児童担当

電話番号 055-282-7293(直通)

## 《 目 次 》

放課後児童クラブとは	・・・1ページ
南アルプス市放課後児童クラブ一覧	・・・2ページ
1 放課後児童クラブ入会要件	・・・3ページ
2 入会手続き	・・・4ページ
(1) 手続きの流れ	・・・4ページ
(2) 入会申請期間	・・・5ページ
(3) 必要書類	・・・6ページ
3 保護者利用負担金	・・・8ページ
(1) 保護者利用負担金額について	・・・8ページ
(2) 納付について	・・・8ページ
(3) 減免について	・・・9ページ
4 脱会・変更の手続き	・・・10ページ
(1) 脱会について	・・・10ページ
(2) 登録内容の変更について	・・・10ページ
(3) 令和6年度利用に関する手続き (脱会届・変更届)の提出期日	・・・11ページ
5 放課後児童クラブの開所時間及び休業日等	・・・12ページ
6 放課後児童クラブでの過ごし方について	・・・13ページ
7 持ち物について	・・・14ページ
8 送迎について	・・・14ページ
9 ご家庭との連絡	・・・15ページ
10 病気への対応について	・・・16ページ
11 その他の事項	・・・17ページ
(1) 児童館について	
(2) 南アルプス市ファミリー・サポート・センター について	
放課後児童クラブ利用に関するQ&A	・・・18ページ

## 放課後児童クラブとは

「放課後児童クラブ」（学童保育）とは「放課後児童健全育成事業」として、放課後及び学校休業日の昼間、家族が就労・病気等の理由により、保育ができない家庭の児童を対象に、空き教室、児童館、公共施設などの場所において行うものです。

あくまで保育の欠ける時間を補助することが目的ですので、家庭の中で保育できる状態にある時は、放課後児童クラブの利用はできません。

子ども達が安全に過ごす中で、家庭に代わり遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ること、「児童クラブが保護者に代わって生活全般を指導する」のではなく、「保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かくはぐくむためのお手伝いをする」ことを目的としています。



また、児童クラブは学校や学習塾のような教育施設ではないため、宿題などを促すことはしますが学習指導は行いません。

集団生活の中で、基本的な生活習慣を身につけるための支援や指導、自由時間に屋内外での遊びなどの安全指導を行うなど、様々な経験をする中で、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。





## 南アルプス市放課後児童クラブ一覧

小学校	児童クラブ名	連絡先	設置場所	施設定員
八田	八田第一児童クラブ	285-2333	八田小学校敷地内	50名
	八田第二児童クラブ			50名
白根源	白根源児童クラブ	285-6795	白根源母子愛育会館1階	40名
白根飯野	白根飯野児童クラブ	284-7141	白根飯野小学校敷地内(北)	50名
白根東	白根東児童クラブ	284-6201	白根東小学校体育館北隣	50名
	白根東第二児童クラブ			50名
白根百田	白根百田児童クラブ	285-0291	白根百田小学校敷地内(北東)	50名
	白根百田第二児童クラブ	285-8810		50名
芦安	芦安児童クラブ	070-3343-4332	芦安ふれあい館2階	20名
若草	若草児童クラブ	282-3900	若草小学校敷地内(南西)	50名
	若草第二児童クラブ			50名
若草南	若草南児童クラブ	283-5346	若草なかよし児童館併設	30名
小笠原	櫛形小笠原第一児童クラブ	282-1134	小笠原小学校南西	50名
	櫛形小笠原第二児童クラブ			50名
櫛形北	櫛形北第一児童クラブ	284-2540	櫛形北地区農村環境改善センター1階	30名
	櫛形北第二児童クラブ			30名
櫛形西	櫛形西児童クラブ	282-8124	櫛形西地区農村環境改善センター1階	30名
櫛形豊	櫛形豊児童クラブ	284-3720	働く婦人の家1階	30名
	櫛形豊第二児童クラブ			40名
落合	甲西落合児童クラブ	282-1186	落合小学校隣(南西)	20名
大明	甲西大明児童クラブ	282-7403	甲西児童館内	60名
南湖	甲西南南湖児童クラブ	282-1165	南湖小学校隣(南東)	40名

※芦安児童クラブの電話番号は令和6年2月1日から変更になる可能性があります。

# 1 放課後児童クラブ入会要件

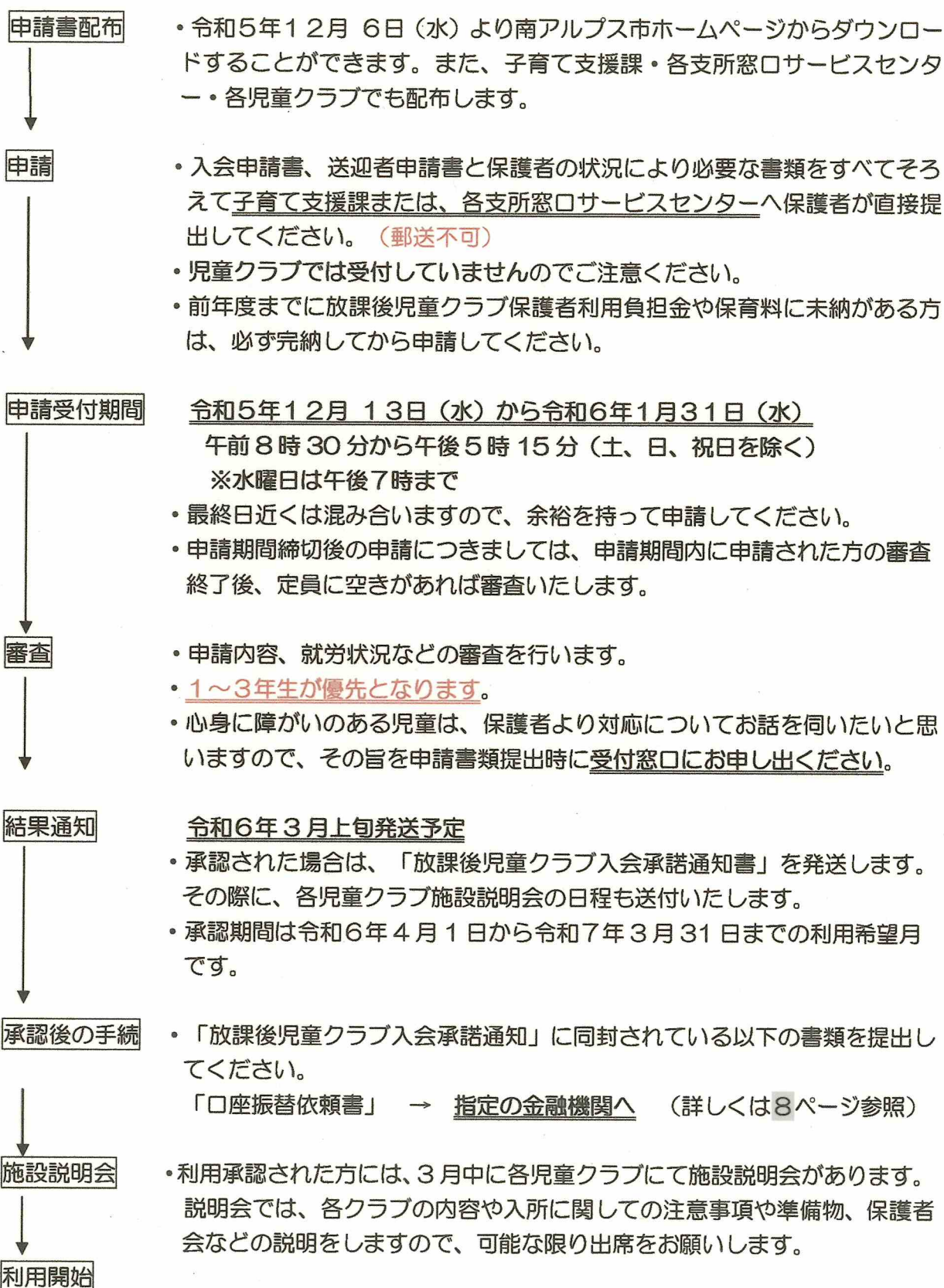
南アルプス市内に在住、通学する小学生（4年生以上は、児童クラブの空き状況による）で、保護者が以下の項目のいずれかの要件を満たし、放課後に家庭での保育が受けられない状態にある児童が入会対象となります。

項目	内容	利用期間	
就 労	常 勤	常時雇用されている者	職務に従事する期間
	パート	常勤雇用と比較して労働時間が短い者及びその他の不安定就労者であって、その従事時間の実態による	職務に従事する期間
	自営業	自営業の本人（主たる従事者）または専従者（主たる従事者に協力している者）	職務に従事する期間
	農 業	日々農業に従事している者	農業に従事する期間
	内 職	日々内職に従事している者	内職に従事する期間
就 学	各種学校へ通学している者	通学に必要な期間	
技能訓練	失業中の者でハローワークの受講指示書に基づいて、通学している者	受講指示に従って通学する期間	
母の出産	出産月前2ヶ月から出産月後3ヶ月までの6ヶ月に限る	産前産後の安静を要する期間	
保護者の疾病	医師の診断により、安静を要する者	診断書の安静を要する期間	
保護者の障がい	身体障害者手帳、療育手帳を所持する者及び同程度と判断できる者	各種手帳の有効期間	
介護又は看護	家族入院の付き添いや自宅での看護をしている者	介護保険証の認定期間又は看護が必要であることがわかる診断書などによる期間	
その他(家庭の特殊事情)	上記以外の特殊事情	特殊事情により保育を必用とする期間（子育て支援課に確認してください）	



## 2 入会手続き

### (1) 手続きの流れ（令和6年4月1日から利用の場合）



## 《注意事項》

- ◆現在、小学1年生～6年生を受け入れておりますが、放課後児童クラブの受け入れスペースに限りがありますので、定員を超える場合は小学1年生～3年生を優先させていただきます。
- ※実際に利用される予定がない場合は、利用することが決まってから、申請をしてください。
- ◆放課後児童クラブの申請は1年単位となっています。  
次年度も児童クラブを利用する場合は、新たに入会申請が必要です。
- ◆前年度までに放課後児童クラブ保護者利用負担金や保育料に未納がある方は完納してからの利用 となります。
- ◆就労されている方であっても、児童が下校する時間に在宅されている場合は、児童クラブは利用できません。

## (2)入会申請期間

- ◆**新年度の入会**(4月から利用される場合は申請期間締め切り日を厳守してください)

【申請期間】

**令和5年12月13日(水) ～ 令和6年1月31日(水)**

上記期間以降の申請については5月以降の利用になります。

入会承諾通知書は3月上旬の発送となります。

- ◆**年度途中の入会**(5月以降の利用)

【申請期間】

利用希望月の前月20日までに申請してください。

(5月からの場合は4月20日まで)

※20日が土日、祝祭日にあたる場合はその前日までに申請してください。

- ・入会(利用)希望日が決まった時点で、早めに入会手続きを行ってください。
- ・長期休暇のみ(4.7.8.12.1.3月)など、月単位での申請が可能です。



**(3)必要書類** 次の1～3の書類を提出してください。

1	放課後児童クラブ入会申請書（両面）	児童1人に付き1枚	
2	児童クラブ送迎者申請書（両面）	世帯に付き1枚	
3	添付書類（保育できないことを証明する書類） ※下の表を参考に、 <u>同居する保護者（両親）</u> について提出してください。		
	項 目		
	就労	常勤	就労証明書（全て勤務先で記入してもらってください）
		パート	
		内職	
		自営業	自営業農業等従事証明書
		農業	
	就学	在学証明書	
	技能訓練	ハローワークに登録していることがわかるもの （ハローワークカード、受講指示書等）	
	保護者の疾病	医師の診断書（保育が困難である期間を記入）	
保護者の心身の障害	身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・ 障害基礎年金受給証書の写しのいずれか		
母の出産	母子手帳（出産予定日の記載されている部分）の写し、 または医師の診断書		
介護（看護）	介護（看護）状況報告書 障害者手帳の写し・医師の診断書（保育が困難である 期間が記入されているもの）のどちらかを添付		
その他家庭の特殊事情	理由書（様式は任意）		

※添付書類の就労証明書等は必ず申請書提出時に併せて提出してください。

※証明書の取得に時間がかかる場合は、勤務先等に早めに依頼していただき、

申請書受付期間の令和6年1月31日（水）までに提出をお願いいたします。



## ●各書類の記入について

- ①入会申請書の裏面には「児童の様子等」を記入していただきます。児童クラブを安心してご利用していただくためにも、なるべく詳細にご記入ください。
- ②送迎者申請書には、緊急時の連絡先を記入していただく欄があります。優先順位順にそってご連絡いたしますので、必ずご記入ください。なるべく多数の記入をお願いします。
- ③「就労証明書」は勤務先で詳しく記入をしてもらってください。  
不規則な勤務・特殊な勤務の場合は、特記事項欄に詳しく記入してください。  
  
※証明書の記入をしてくれる本社の住所と、勤務場所の住所が異なる場合は、実際の勤務場所の住所と連絡先の記入をお願いします。  
  
※提出時に就労はしているが、4月異動等で、勤務場所が定まっていない場合は、わかり次第、その旨を必ず、子育て支援課に連絡してください。
- ④「自営業・農業等従事証明書」の従事日数・従事時間は詳しく記入をお願いします。  
農業従事の方は農繁期・農閑期それぞれの従事時間等、必ず全て記入してください。
- ⑤ハローワークで就労先を探している場合、「ハローワーク受付票」を就労証明書の代わりに添付していただきますが、ハローワークの受理年月日から3か月の間で、就労してください。

証明の内容に対して「現地確認」「電話確認」等をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。証明の内容と異なる就労状況であった場合は、児童クラブの利用を  
取り消すこともあります。

### 3 保護者利用負担金

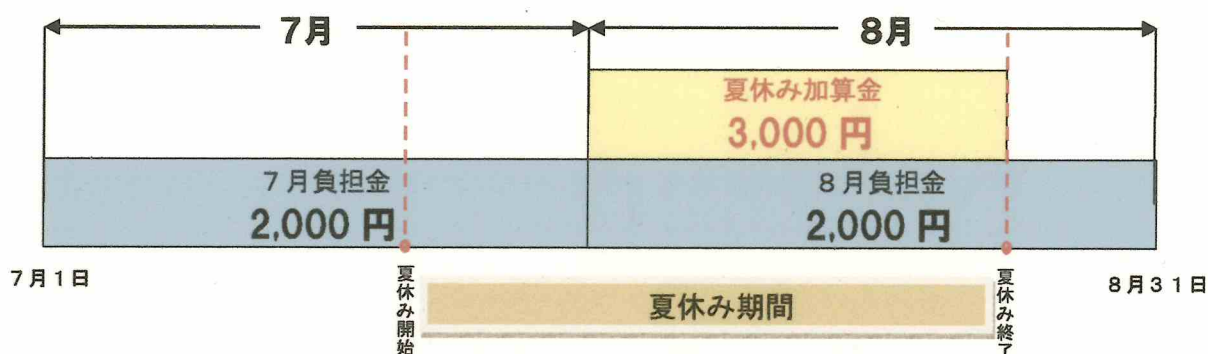
#### (1) 保護者利用負担金額について

児童1人当たり 月額2,000円

同世帯で2人以上利用登録がある場合（兄弟利用）1人当たり 月額1,500円

- **8月夏休み加算金** : 1人当たり **3,000円**（8月夏休み期間利用した場合）  
（兄弟利用の場合は1人当たり **2,500円**）

【イメージ】



※注意※

- ・ 7月夏休み利用→2,000円（8月夏休み期間利用なし）
- ・ 8月夏休み期間のみ利用する場合→5,000円
- ・ 8月夏休み明けからの利用→2,000円（夏休み期間利用なし）

#### (2) 納付について

- ① 保護者利用負担金は実際の利用の有無、日数にかかわらず、申請時に登録した利用希望月について納付していただきます。
- ② 納付方法につきましては、原則、口座振替でお願いいたします。
- ③ 入会決定通知に同封の『口座振替依頼書』を各金融機関へ提出してください。きょうだい登録の場合は下の学年の児童名で依頼書を記入し1部を提出してください。  
※以前児童クラブで口座振替を利用されていたご家庭については、登録情報が残っていますので、お手続きの必要はありません。  
口座を変更されたい場合は手続きをしてください。なお、保護者の方が変更（父から母など）されている場合は、以前利用していても保護者として登録されている方に口座情報が紐づいていますので、新たに口座の振替依頼書の提出が必要になります。
- ④ 口座からの引き落とし日は、原則、月末日となります。ただし、末日が土日・祝祭日の場合は、その翌日となります。12月のみ25日頃となります。



※口座振替を利用の際は、必ず口座の残高確認をお願いします。

※保護者利用負担金が納入されない場合は納付書の送付と、本市で児童手当を受給されている場合は、児童手当を利用負担金の支払いに充てさせていただきます。（児童手当法第21条に基づき、入会手続き時に「放課後児童クラブ入会申請書」に了承・同意の署名をしていただきます）

### (3)減免について

生活保護世帯・または市民税非課税世帯で以下の要件に該当される世帯につきましては、申請により保護者利用負担金の減免を受ける事ができます。

#### 減 免 要 件 と 添 付 書 類

減 免 事 由	添 付 書 類
生活保護世帯	生活保護受給者証の写し
<u>前年度市町村民税非課税世帯</u> であり、かつ次の(1)又は(2)の要件を満たしている	世帯全員の令和5年度市町村民税非課税証明書（※1）
(1) 母子家庭・父子家庭	ひとり親家庭医療費助成受給者証または児童扶養手当証書の写し
(2) 在宅障害児（者）のいる世帯で、次に掲げる児（者）を有する世帯	
① 身体障害者手帳1級又は2級	身体障害者手帳の写し
② 療育手帳「A」	療育手帳の写し
③ 特別児童扶養手当の支給対象児	証書の写し
④ 国民年金の障害基礎年金等の受給者	年金証書の写し

（※1）令和6年度の保護者利用負担金の減免の要件は、令和4年中の所得にかかる「令和5年度市町村民税非課税世帯」となります。

減免を申請される方は、『南アルプス市放課後児童クラブ保護者利用負担金減額（免除）申請書』と要件ごとの添付書類を添えて、市役所窓口まで提出してください。

保護者利用負担金の「減免」適用は、保護者利用負担金の減免決定後の翌月からとなります。

※ 減免の適用期間は申請年度末までです。

次年度も引き続き減免を受けるには、新たに申請が必要です。

※ 減免申請については、自己申告となります。

## 4 脱会・変更の手続き

### (1) 脱会について

利用をやめる場合は、『南アルプス市放課後児童クラブ脱会届』を子育て支援課または、各支所窓口サービスセンターに提出してください。

届出用紙は窓口にあります。

年度途中では、脱会届の提出がなければ、脱会の手続きをした事になりません。  
利用登録をしている月の保護者利用負担金が発生しますのでご注意ください。

なお、年度の末日で、全利用者が脱会となります。

※保護者利用負担金の未納がある場合、完納してからの脱会となります。

### (2) 登録内容の変更について

利用予定月、保護者の勤務先、勤務時間、住所、氏名等、申請時の内容に変更があった場合は、随時『放課後児童クラブ申請内容変更届』を子育て支援課または、各支所窓口サービスセンターに提出してください。

届出用紙は窓口にありますので、窓口にお越しください。

※利用月の変更は上記届の提出をもって受付となります。

放課後児童クラブへの口頭や電話での受付はしていません。

## 【重要】

- ・利用に関する手続き（脱会届・変更届）は、必ず前の月の20日までに提出してください。
  - ・20日を過ぎて提出された場合、特別な事情がない限り保護者利用負担金がかかります。
- また、利用登録がある場合、実際の利用の有無や利用日数に関わらず保護者利用負担金が発生しますので、ご承知の上、手続きをお願いいたします。

### 届出が必要な場合

- ・利用したい月が変わった
  - ・住所や氏名が変わった
  - ・保護者が変わった
  - ・お勤め先が変わった
  - ・緊急連絡先が変わった
  - ・児童クラブを辞めたい
- など

### 【特に重要】利用の可否に関わるもの

- ・仕事を辞めた
  - ・勤務時間や形態が変わった
  - ・出産予定である
- など



### (3) 令和6年度利用に関する手続き(脱会届・変更届)の提出期日

#### 令和6年

- 4月 4月19日(金) (5月の利用に関する届け出)
- 5月 5月20日(月) (6月の利用に関する届け出)
- 6月 6月20日(木) (7月の利用に関する届け出)
- 7月 7月19日(金) (8月の利用に関する届け出)
- 8月 8月20日(火) (9月の利用に関する届け出)
- 9月 9月20日(金) (10月の利用に関する届け出)
- 10月 10月18日(金) (11月の利用に関する届け出)
- 11月 11月20日(水) (12月の利用に関する届け出)
- 12月 12月20日(金) (1月の利用に関する届け出)

#### 令和7年

- 1月 1月20日(月) (2月の利用に関する届け出)
- 2月 2月20日(木) (3月の利用に関する届け出)
- 3月 3月19日(水) (4月の利用に関する届け出 ※令和7年

1月末までに令和7年度の入会申請をして、承認されている方のみ)

※20日が土日・祝日にあたる場合は、前日の平日が提出期日となりますので、ご注意ください。

## 5 放課後児童クラブの開所時間及び休業日等

### ◆ 開所時間

- 平日（月曜日から金曜日）……………授業終了後～午後7時

（台風などで登校時間が遅れた場合を含む）

- 休校日及び夏・冬・春休み……………午前8時～午後7時

※原則、送迎者申請書に記入していただいたお迎え時間帯で送迎をお願いします。

※延長保育はありません。

※必ず午後7時までにお迎えをお願いします。 （突発的な事情で遅れる場合以外はファミリーサポート事業等を利用するなどし、時間を厳守してください）

### ◆ 休業日

- 土・日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

・社会情勢等により変更となる場合もあります。

### ◆ 閉所

- 小学校が臨時休校になった場合、安全面における判断基準は学校と同様となりますので放課後児童クラブも閉所になります。

- 自然災害による被害を予測し、子どもの安全を優先し、学校が一斉下校（短縮授業等）となった場合も基本的には閉所させていただきます。

その場合は、学校から保護者へ直接引き渡しとなります。以下参照。

閉所の例 ①気象状況等により児童の安全が確保されない場合

②その他、放課後児童クラブでの預かりが危険と判断される場合

③感染症の発症により保健所から閉所の指示があった場合

### 大地震等の災害発生時の対応について

放課後児童クラブを利用中に、震度5以上の地震が発生し観測された場合は、速やかにお迎えをお願いします。

通信手段の混乱が予想されるため、児童クラブからの連絡はいたしません。

児童クラブへの連絡も極力さけてください。これは学校での対応と同じです。

状況により、一時避難場所に避難して保護者のお迎えを待つ場合もあります。

各児童クラブに災害時の避難場所についての掲示がありますのでご確認ください。



## 6 放課後児童クラブでの過ごし方について

放課後児童クラブでは、児童クラブごとに作成した「保育のデイリープログラム」に基づき毎日を過ごしています。デイリープログラムは各児童クラブに掲示しています。

### 【例】通常保育

時間	児童の活動	目的	支援員の活動
下校 ～ 15:30	手洗い・うがい 宿題、自主学習	学習意欲を高め、自分で考える力を育てる	出席確認 学校での様子確認
15:30～ 16:00	(おやつ)(おやつの有無は児童クラブによる)	栄養補給、食べ物のお大切さや行儀を養う	健康状態の確認 生活指導
16:00～ 17:30	自由遊び	集団の遊びの中で自主性、協調性を養う	児童の活動状況観察 活動の援助
17:30～ 19:00	かたづけ 帰宅準備	整理整頓、物を大切に、かたづけるといふ基本的な生活習慣を身につける	掃除、支援員同士の反省・情報共有

### 【1日保育について】

保護者の送りで来所し、通常保育に午前中の自由遊び、昼食が加わります。

※昼食は、各ご家庭でご用意いただきます。おやつの有無や内容に関しては、児童クラブごとに保護者会で決めています。詳しくは、各クラブの支援員へお問合せください。

※夏休みや冬休み等の長期休暇時は、児童クラブごとに支援員や保護者会等でイベントを行っています。(内容は年によって異なります。)

※児童クラブへ来所した後は、子どもたちは自由に児童クラブからの出入りは出来ません。そのため、学校へ宿題、習い事などの忘れ物を取りに行くことも出来ません。

### ●保護者会について

保護者会は全国的に児童クラブに存在するもので、南アルプス市では、すべての児童クラブに保護者会が設置されています。

児童クラブ入会と同時に保護者会員となって頂き、利用している児童クラブと保護者の皆さんが、お互いに協力し合い、連携を取りながら、子ども達が健全に育成されるように取り組んでいきたいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

夏期休暇中のプール送迎・お楽しみ会、冬期休暇中のクリスマス会、クラブの清掃活動などに取り組んでいただいております。保護者会の中には会費を集めて、イベント時にプレゼントの用意や、子ども達に楽しい催し物を用意していただいている例もあります。詳しくは、各クラブの支援員へお問合せください。

## 7 持ち物について

- ◎ 全ての持ち物に必ずフルネームで名前を書いてください。
  - ◎ 上履きを履いて過ごしますのでご用意ください。  
(緊急時、そのまま移動、避難するため)
  - ◎ 小学校に持って行ってはいけないもの、無くなると困るものは児童クラブにも持たせないでください。(長期休暇中も同様)
- ※ 各児童クラブによって持ち物(お道具箱など)が、異なりますので通われる児童クラブに確認してください。

## 8 送迎について

### 【送り】

- 平日(学校のある日) : 登校班の集団下校など児童が直接来所。  
休日(学校が休みの日) : 午前8時以降に保護者の送りで来所。  
保護者が来所時間を記入してください。  
必ず保護者から支援員に直接引き渡してください。

### 【迎え】

- 平日及び休日 : 保護者のお迎えで退所。  
保護者がお迎え時刻と迎者の名前の記入をお願いします。  
支援員から保護者へ直接引き渡します。  
(きょうだいで時間差のお迎え不可)  
※お迎えに来たら、必ず引渡しをお願いします。出直しはできません。

◎ 児童だけでの来所・退所はできません。

児童クラブの前で、児童だけで開所を待つことは大変危険ですのでおやめください。

児童クラブの開所時間は午後7時です。延長保育はありません。

◎ お仕事等が終わり次第、速やかに迎えをお願いいたします。

◎ 送迎者申請書に記入していただいたお迎え時間帯より遅くなる場合、緊急的なことが発生した場合は、必ず児童クラブへ連絡をしてください。

また、送迎者等申請書に記載の人で、通常の送迎者以外の人のお迎えになる場合は人物等の特定ができませんので、必ず事前にクラブ支援員に送迎者の名前を連絡してください。連絡がない場合は、確認後に引渡しを行います。

※上記の決まりは児童の安心安全を考えたうえでのルールとなりますので、ご了承ください。



## 【習い事・塾による途中退出】

「習い事・塾による学童クラブ登録児童入退出依頼書」を児童クラブに提出します。  
また、習い事等の終了後、自宅に保育ができる大人がいない場合に限り、再入室可能です。（午後6時半まで）その際は、必ず送迎者として登録してある方が連れて来るようにしてください。

## 9 ご家庭との連絡

児童クラブでは、児童の安全確保のため、毎日児童1人1人の利用を把握する必要があります。

そのため、次の場合は、必ず各児童クラブへ保護者からご連絡ください。

児童の口頭での連絡は認めておりません。

### (1) 欠席の場合

児童クラブへ直接連絡をお願いします。

（留守電、メール、子育て支援課に連絡も可）

※メールでの連絡の場合は、学年、児童の名前、欠席する日、連絡者の氏名（児童との続柄）を必ず入れてください。

◎連絡が無い場合は児童クラブから確認の連絡をいたします。

学校へは登校し児童クラブのみ欠席する場合、学校の連絡帳へお休みの連絡を記入していただいても、児童クラブへは伝わりません。

### (2) お迎えが普段の時間帯より遅くなる場合

### (3) 通常送迎者以外の人のお迎えになる場合

### (4) 休みの予定だったが利用することになった場合

次の場合には、支援員から保護者へ連絡をさせていただきます。

- ① 体温が37度以上の場合、または、体調を崩しているとみられる場合。
- ② ケガをした場合。

① ②のような連絡を受けた場合は、必ず速やかにお迎えをお願いします。  
児童クラブには、保健室のように具合の悪い児童が休める施設がありません。  
また、毎日大勢の児童が利用していますので、他の児童への感染を防ぐ意味でも速やかにお迎えをお願いします。

- ③ 連絡がなく、児童が児童クラブに来ない場合。
- ④ 通常送迎者以外の方が連絡無くお迎えに来た場合。
- ⑤ その他、支援員が必要と判断した場合。

## 10 病気への対応について

次の事については、申請書へ記入の上、必ず支援員にもお伝えください。

- (1) 児童に持病やアレルギーがある場合
- (2) 疾病等で不安がある場合
- (3) 児童の体に合わない薬（ぬり薬、消毒薬・シップ剤など）がある場合  
※市販の薬で応急処置をすることがあります。

次にあてはまる場合は、児童クラブの利用はできません。

- (1) 体温が37度以上ある場合、または体調を崩している場合。
- (2) 小学校で登校が停止されている伝染病・感染症にかかっている場合。  
(登校許可が出るまで利用できません)

利用開始が学校の長期休業期間中である場合は、登校許可証や医師の診断書等、症状が治まり感染の心配がない状態であることの確認が取れるものを児童クラブへご提出ください。

- (3) インフルエンザ等で学校・学年・学級閉鎖の措置をとった場合は、その対象となる学校・学年・学級の児童はインフルエンザ等にかかっていなくても、児童クラブの利用は出来ません。



# 11 その他の事項

## (1) 児童館について

児童館とは0歳から18歳までの児童に遊びの場を提供する施設です。市内には6箇所の児童館があり、いずれも登録や利用料は必要ありません。送迎の制限もありません。ただし、1度自宅へ帰って「ただいま」「児童館へ行ってきました」と安心して、ご利用くださいますようお願いいたします。

### ●市内児童館

- ◆八田児童館 (榎原794-16)
- ◆白根児童館 (飯野2806-1 白根支所・健康福祉センター2F)
- ◆若草なかよし児童館 (藤田1512) ※若草南児童クラブ併設
- ◆おおケヤキ児童館 (寺部1479)
- ◆青少年児童センター南風 (山寺258-1)
- ◆甲西児童館 (清水24) ※甲西大明児童クラブ併設

開館時間： 青少年児童センター (火～金) 午前9時～午後5時30分  
                  //                  (土・日・祝) 午前9時～午後4時30分  
  
                  他児童館                  (月～土) 午前9時～午後5時30分

## (2) 南アルプス市ファミリー・サポート・センターについて

「子育てを手助けしてほしい人(利用会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(活動会員)」を会員とし、相互援助活動を行う組織です。

南アルプス市に住所がある方が登録できますが、援助対象となるのはおおむね生後3ヶ月の乳児から小学校6年生までの児童です。

あくまでも補助的なものです。突発的なことや短時間の援助としてご利用ください。

※午後7時までにお迎えにいけない時、1日保育時の午前8時の開所だと保護者の始業時間に間に合わない時などに代わりに送迎をすることも出来ます。

(有料です。詳しくは子育て支援課児童担当までお問い合わせください。)

## 放課後児童クラブ利用に関するQ&A

- Q1. 市外で自営業を営んでいます。就労の証明はどうすればよいですか？
- A. 「自営業農業等従事証明書」に従事内容と、事業主の証明（本人が事業主ならば本人）を記し、申請者である保護者が書面内容を確認し同意後、申請書に添付してください。
- Q2. 実家で経営しているさくらんぼ園を6月の間だけ手伝っているのですが、利用できますか？
- A. 就労等により家族が児童を保育できない場合に利用が可能となります。農繁期など限られた期間の利用もできますが、条件的に必要と認められない場合は利用できませんのでご注意ください。「自営業農業等従事証明書」に従事する時期や時間を詳しく農業経営者に明記してもらい、保護者（本人）は書面内容を確認し同意後、申請書に添付してください。
- Q3. カゼで学校を休んだので、放課後児童クラブも利用しませんが連絡は必要ですか？
- A. 小学校から放課後児童クラブには連絡がありませんので、放課後児童クラブへも欠席の連絡を忘れずをお願いいたします。
- Q4. 母の勤務時間が短くなり、夕方早く帰宅できるようになりました。そのまま利用できますか？
- A. 放課後、家族が家にいて保育できる状態になった場合、児童クラブは利用できません。夏休み等の長期休みは、必要とする就労時間のみ利用に変更してください。
- Q5. 週のうち数日しか出勤しなくなったが、今まで通り毎日利用できますか？
- A. Q4でもお答えしたとおり、放課後家庭で保育できる状態にある日は利用できません。就労など家庭で保育できない日に限って利用が認められます。就労証明書に出勤する曜日を詳しく明記してもらってください。また、勤務条件等に変更があった場合は変更届をご提出ください。
- Q6. 6月出産予定で、5月から産休、その後育休に入ります。今まで通り利用できますか？
- A. 出産予定月の2ヶ月前（4月）から3ヶ月後（9月）までの6か月間、安静を要する期間は利用可能です。ただし、職場復帰等就労しない場合は、10月以降の利用ができなくなります。産休に入ることが決まった時点で、変更届をご提出ください。（申請時、母子手帳が必要です）
- Q7. 4年生の兄の学校帰りに1年生の弟を児童クラブから連れて帰らせても良いですか？
- A. できません。児童の安全面から児童クラブの送迎は大人（18歳以上）の方で、申請書に記載していただいている方に限ります。
- Q8. 利用する予定だったが、結局月に1日も利用しませんでした。負担金を返してほしい。
- A. 利用の有無にかかわらず利用登録申請があった月は保護者利用負担金が発生し、返金は出来ません。翌月利用しないと事前にわかっている場合は、前月の20日までに必ず変更届にて申請を行ってください。（電話での申出はご本人確認ができませんので受付できません。）
- Q9. 子どもの発達等の心配があるが、利用できますか？
- A. 発達の遅れや学習障害等を理由に利用をお断りすることはありませんが、各児童クラブで施設の設備が異なるため、設備の面で対応できないことがあります。入会申請時に、お子様の状況を申請書になるべく詳細にご記入ください。保護者の方から直接お話を伺いたいと思いますので、申請時に窓口でその旨をお伝えください。